

## 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の 一部改正について

令和 2 年 7 月  
経 済 産 業 省  
高 圧 ガ ス 保 安 室

### 1. 改正の概要等

#### ①都道府県等における保安行政を巡る課題

- 昨今、都道府県等における保安行政を担う職員の高齢化が進むとともに、後継となる若手職員の人材が不足している。これにより、保安特有の知見・知識の蓄積や継承がより困難な状況になっている。
- さらに高圧ガス設備の耐震性強化に必要な技術や進展する I T 技術にかかる高圧法上の審査や検査がより複雑化している。
- こうした課題に対して、都道府県等が新しい技術や知見を踏まえた保安行政を遂行するため、専門的知見の支援体制の構築など、中長期的な保安行政の在り方について検討を行った（高圧ガス保安協会への委託事業）。

#### ②全国 6 5 都道府県等へのアンケート結果

- ✓ 半分以上が「自治体単独での審査が難しい案件があると回答」。
- ✓ その理由として、「専門的な知見」が不足しているという回答数が最多。
- ✓ 具体的な案件としては、「耐震性能の評価」。

#### ③都道府県等の実態を踏まえた今後の対応

- 都道府県等において複雑かつ高度化する審査を遂行するためには、高圧ガス保安協会などの専門機関を活用し、中立性を確保しながら審査をサポートすることが重要である。
- 既存の高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第 1 号）、以下「通達」という。）において、審査時等における外部調査機関の活用を認めている一方、通達上の記載ぶり等の理由（④参照）から、都道府県等による外部調査機関の活用実績がほとんどないことが判明した。

#### ④都道府県等が外部調査機関を活用しない理由

- 既存の通達では外部調査機関について具体性がない。
- 調査機関としての中立性や技術レベルが適当か否かの判断できない。

今回、高圧ガス保安協会に設置された委員会の提言を踏まえ、高圧ガス小委員会において議論した結果、都道府県等による調査機関の更なる活用を促進し、保安行政の維持を図るべく通達を改正する旨、了解を得た。

## 2. 改正の内容

都道府県等による調査機関の更なる活用を促進し、保安行政の維持を図るべく通達の一部を改正するもの。

## 3. スケジュール

公布 令和2年7月1日

施行 令和2年7月1日

# 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部改正について

令和 2 年 6 月  
経 済 産 業 省  
高 圧 ガ ス 保 安 室

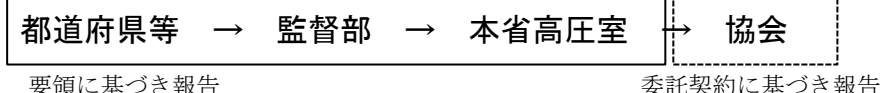
## 1. 改正の概要等

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（平成30年3月30日制定20180328保局第2号、以下「要領」という。）は、高圧ガス保安法の適用を受ける事故及び石油コンビナート等災害防止法の特定事業所の事故について、事故の定義や、報告を含む事故発生時の対応について定めている。

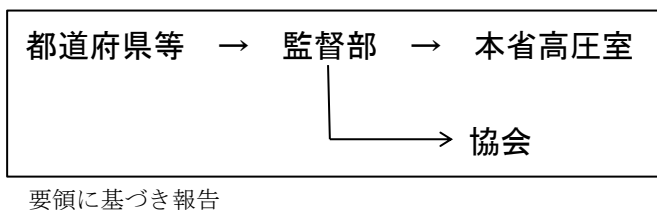
現在、①の流れで、要領に基づき、都道府県・政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）から産業保安監督部（以下、「監督部」という。）、そして本省高圧ガス保安室（以下、「本省高圧室」という。）へと事故速報・確報（以下、「事故情報」という。）が報告されている。その後、事故データベース作成等の委託契約に基づき、本省高圧室から高圧ガス保安協会（以下、「協会」という。）に事故情報を報告している。

今後、②の流れで、監督部から本省高圧室及び協会に事故情報を報告するよう変更することで、報告の迅速化等の業務効率化を図るため、要領の一部を改正することとしたい。

### ①【現状】



### ②【変更後】



## 2. 改正の内容

監督部から本省高圧室及び協会に事故情報を報告するよう要領の一部を改正する。

## 3. スケジュール

公布 令和2年7月1日  
施行 令和2年7月1日